

消費生活用製品の安全確保に向けた 製品安全4法を巡る課題・論点

令和5年1月17日

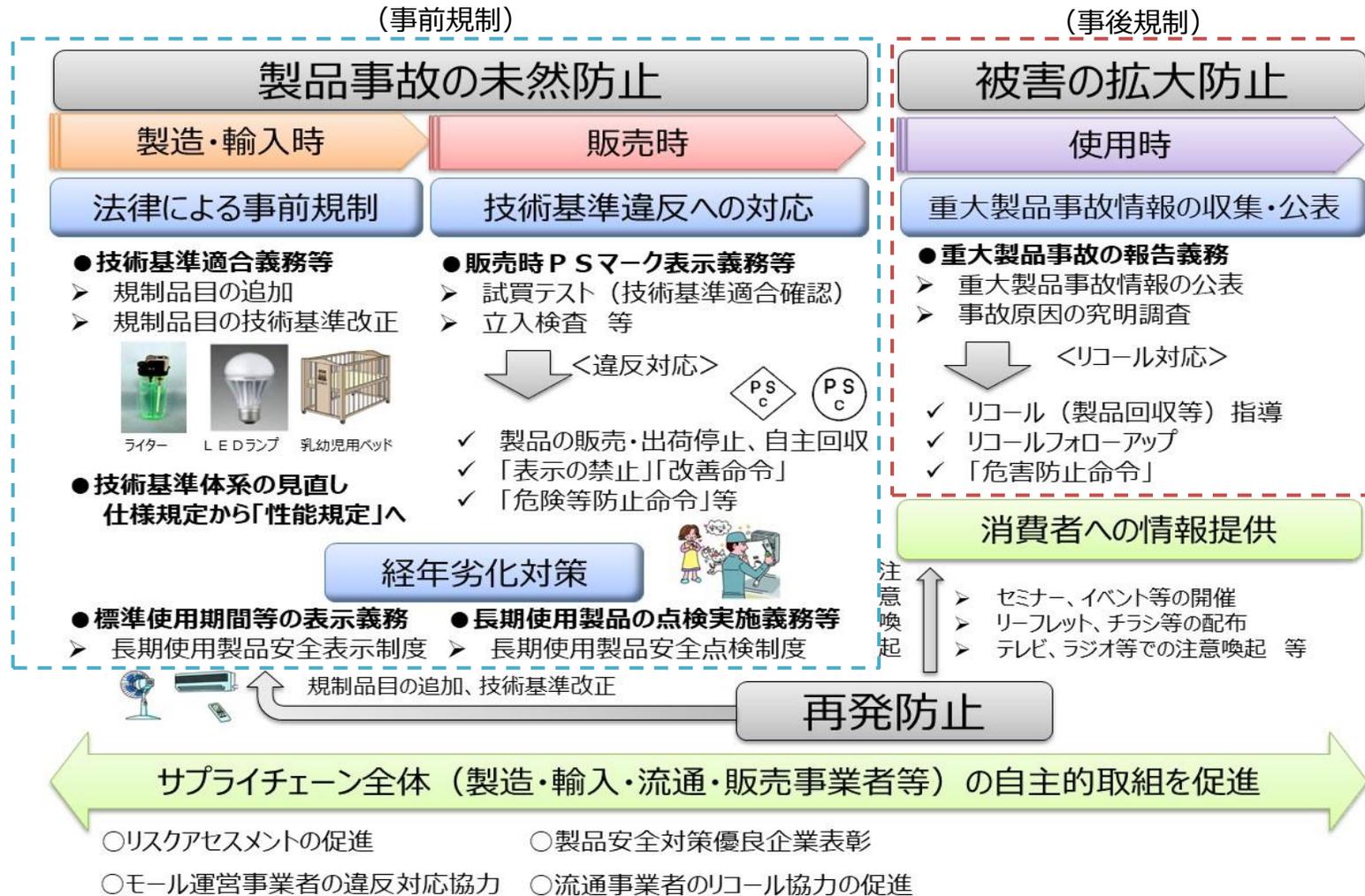
産業保安グループ 製品安全課

製品安全4法の概要

(注) 本資料のデータは令和5年1月時点のもの。今後、再度の確認等により修正等があり得る。

製品安全行政について

- 消費者を製品事故の危険性から守るため製品安全課では、**製品安全4法による規制（事前規制・事後規制）**や**事業者の自主的取組の促進**など、様々な取組を行っている。



製品安全4法の概要（事前規制）

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

製品安全4法の一覧

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等

長期使用製品安全点検制度

※直近の製品安全4法の法律改正は、特定保守製品制度の創設等を行った2007年。

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

- **長期使用製品安全点検制度**は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための**消安法上の制度**。
- 対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**。



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



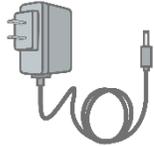
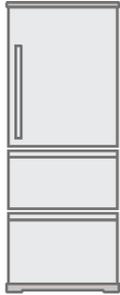
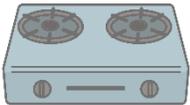
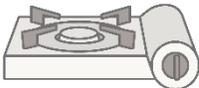
屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

- **令和3年8月に対象製品の見直しを行い、左図の製品が特定製品から除外された。**

【参考】製品安全4法の対象製品について

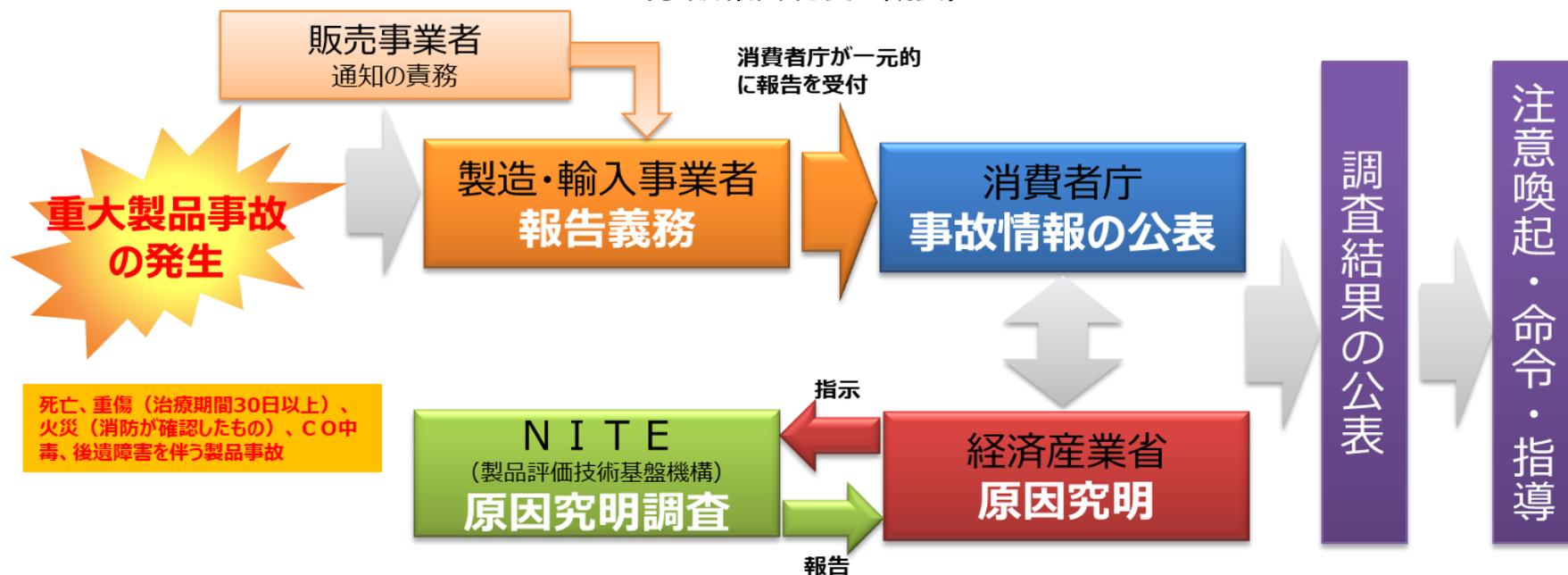
電気用品安全法の対象製品		ガス事業法の対象製品	
<p>特定電気用品（116品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇コンセント ◇差し込みプラグ ◇延長コードセット ◇電熱式おもちゃ ◇直流電線装置（ACアダプター） ◇携帯発電機 等 	<p>特定電気用品以外の電気用品（341品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気冷蔵庫 ○電気冷房機 ○温風暖房機 ○電気洗濯機 ○扇風機 ○サーキュレーター ○電気掃除機 ○テレビジョン受信機 ○コンセント付家具 ○LEDランプ ○LED電灯器具 ○リチウムイオン蓄電池 等 	<p>特定ガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガスストーブ ◇半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ◇ガスふろバーナー 	<p>特定ガス用品以外のガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ ○密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま ○ガスこんろ 
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象製品		消費生活用製品安全法の対象製品	
<p>特定液化石油ガス器具等（7品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ◇ふろがま ◇液化石油ガス用ふろバーナー ◇半密閉式液化石油ガス用ストーブ ◇液化石油ガス用ガス栓 	<p>特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（9品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整器 ○一般ガスこんろ ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 ○液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ○密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付きふろがま ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ ○液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ○液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ○液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 	<p>特別特定製品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター 	<p>特別特定製品以外の特定製品（6品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用の圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ ○石油給湯機 ○石油ふろがま ○石油ストーブ 

【・特定～(◇)：登録検査機関による適合性検査が必要 ・その他(○)：自己確認が必要】

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）（事後規制）

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する義務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。

（事故報告制度の概要）

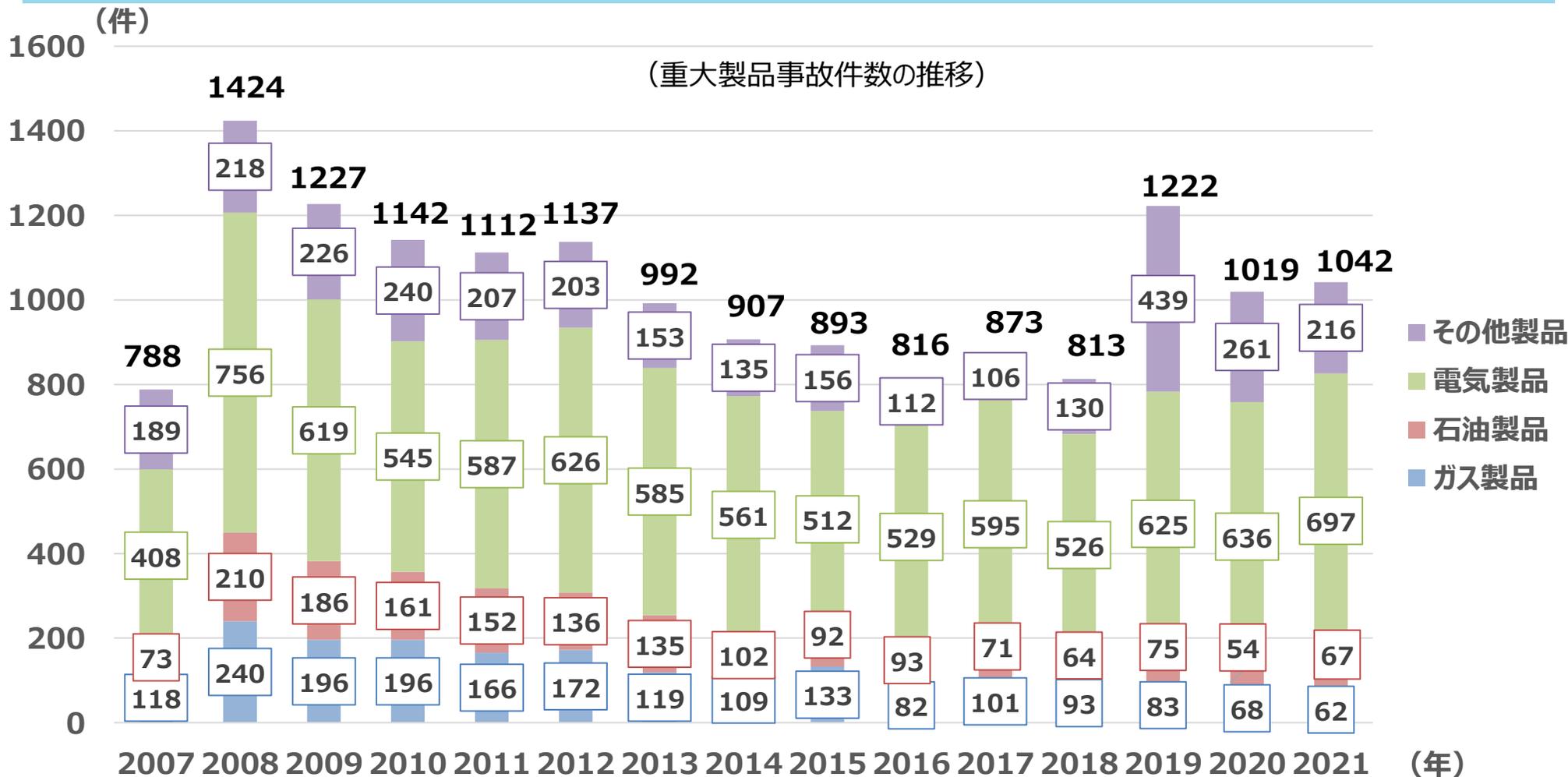


※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

重大製品事故件数の推移

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 2021年の重大事故受付件数は**1,042件**となり、**前年比で23件の増加、前々年比で180件の減少**
- 2019年に多く報告されている自転車製品等に代表される「**その他製品**」の事故は前年比で44件の減少。
- 全体的に電気製品の事故が多い。制度創設以降全体的に減少傾向だったが、2019年でトレンドが変わった。



出典：製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付日ベース）に基づき製品安全課にて作成

※令和3年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて修正される可能性がある。

※重大製品事故の製品分類は事故を管理する観点から分類しており、製品安全4法で規定する製品区分と異なる場合がある。

重大製品事故への対処策（安全確保策）についての基本的考え方

- 製品起因による事故と同様に、誤使用等による事故や偶発的に発生した事故も約3割発生。
- 製品起因となった事故には、引き続き、必要に応じて事業者へリコール等の対応を促していく。
→ 法令の執行と規制の整備により事故を防止。ルールによる安全の確保。
- 誤使用・偶発的の事故等に対しても、誤使用等の事故を減少させることも重要。
→ 事業者による本質的に安全な製品づくりと、消費者への安全な製品の普及を両立させ、情報利用など市場を活用した製品安全を確保。

<重大製品事故の原因分析と経年変化>

受付年	製品起因	経年劣化	設置・ 修理不良	誤使用・ 不注意	偶発的の事故等	原因不明	調査不能	非重大製品 事故等	調査中	合計
2017年	269件	48件	20件	87件	200件	242件	3件	4件	0件	873件
	30.8%	5.5%	2.3%	10.0%	22.9%	27.7%	0.3%	0.5%	0%	100%
2018年	245件	54件	24件	77件	160件	237件	10件	6件	0件	813件
	30.1%	6.6%	3.0%	9.5%	19.7%	29.2%	1.2%	0.7%	0%	100%
2019年	370件	45件	35件	84件	229件	413件	36件	5件	5件	1,222件
	30.3%	3.7%	2.9%	6.9%	18.7%	33.8%	2.9%	0.4%	0.4%	100%
2020年	289件	34件	19件	84件	181件	317件	45件	4件	46件	1,019件
	28.4%	3.3%	1.9%	8.2%	17.8%	31.1%	4.4%	0.4%	4.5%	100%
2021年	170件	39件	13件	39件	144件	149件	10件	2件	476件	1,042件
	16.3%	3.7%	1.2%	3.7%	13.8%	14.3%	1.0%	0.2%	45.7%	100%



出典：製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付日ベース）に基づき製品安全課にて作成

ルールによる安全の確保

情報利用など市場を活用した安全の確保

注）「偶発的の事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は、使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。

※令和3年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて修正される可能性がある。

消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る論点（目次）

【海外事業者の直接販売などネット販売拡大への対応】

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題

事後規制

2. ネット販売での違反品への対応

違反对策・事前規制

3. 玩具などの子供用製品への対応

事前規制

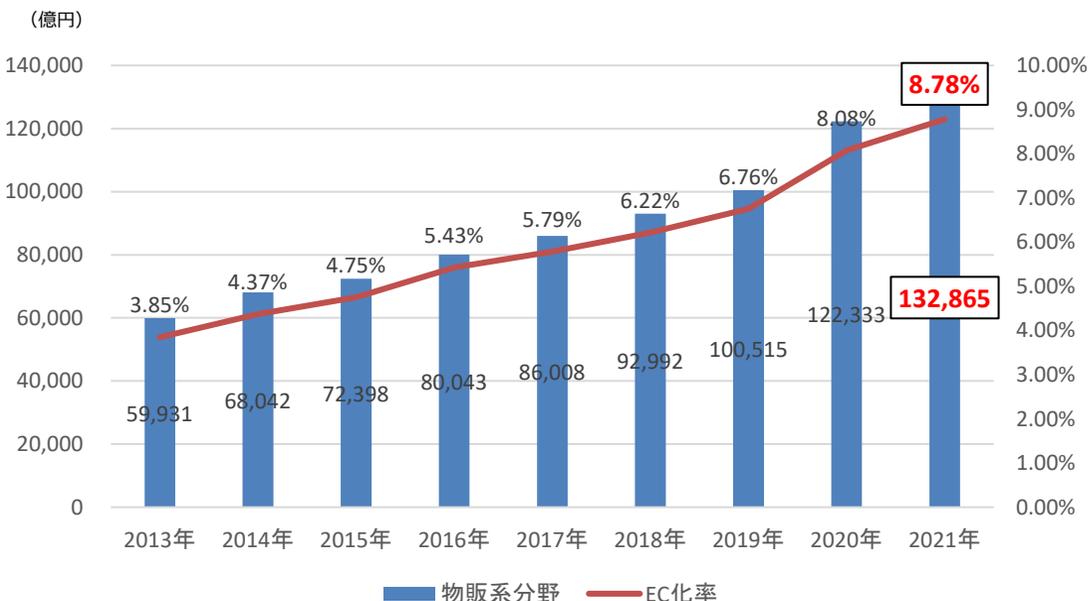
1. ネット販売製品の事故・リコールの課題 (事後規制)

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2021年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、市場規模は13兆円を超え、EC化率は8.78%となるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による重大製品事故の増加や必要とされるPSマーク表示が付されていない製品の販売等による違反も確認されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要。

物販系分野のBtoC-EC市場規模

BtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



※EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合を指す。

出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

分類	2019年		2020年		2021年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	18,233 (7.77%)	2.89%	22,086 (21.13%)	3.31%	25,199 (14.10%)	3.77%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	18,239 (10.76%)	32.75%	23,489 (28.79%)	37.45%	24,584 (4.66%)	38.13%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	13,015 (7.83%)	34.18%	16,238 (24.77%)	42.97%	17,518 (7.88%)	46.20%
④ 化粧品、医薬品	6,611 (7.75%)	6.00%	7,787 (17.79%)	6.72%	8,552 (9.82%)	7.52%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	17,428 (8.36%)	23.32%	21,322 (22.35%)	26.03%	22,752 (6.71%)	28.25%
⑥ 衣類・服装雑貨等	19,100 (7.74%)	13.87%	22,203 (16.25%)	19.44%	24,279 (9.35%)	21.15%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	2,396 (2.04%)	2.88%	2,784 (16.17%)	3.23%	3,016 (8.33%)	3.86%
⑧ その他	5,492 (4.79%)	1.54%	6,423 (16.95%)	1.85%	6,964 (8.42%)	1.96%
合計	100,515 (8.09%)	6.76%	122,333 (21.71%)	8.08%	132,865 (8.61%)	8.78%

出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

重大製品事故が起きた製品の入手先

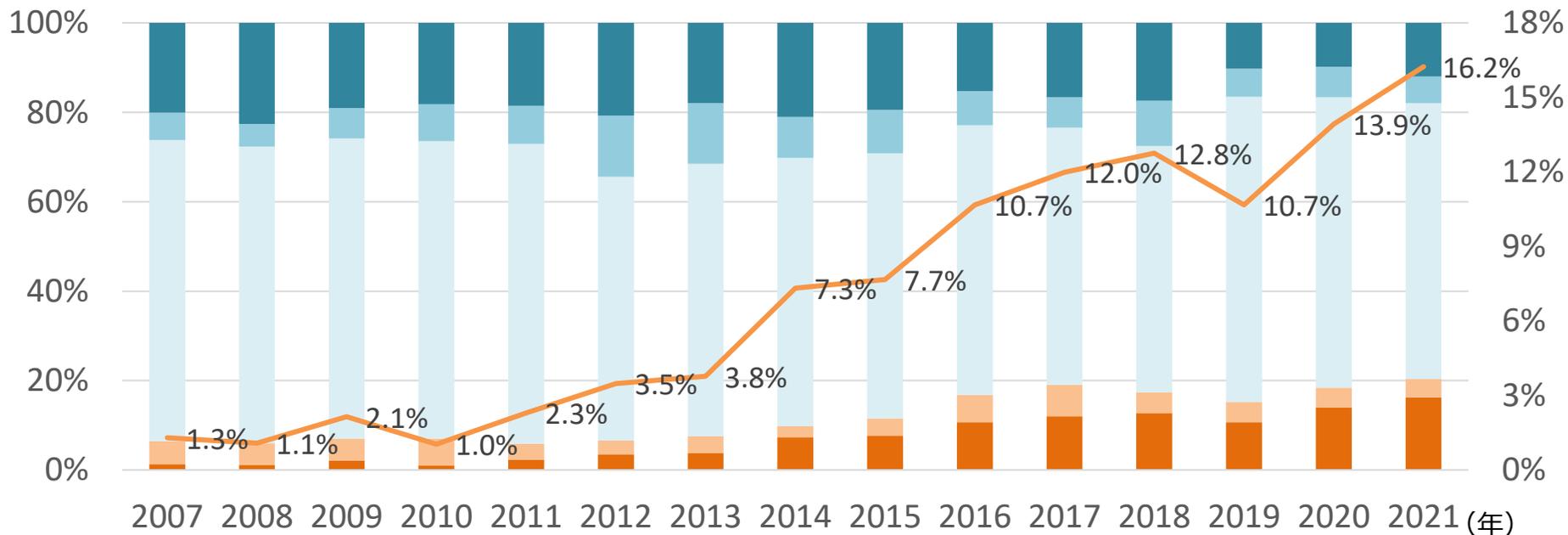
- 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は年々増加。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。

※入手先が判明している重大製品事故の割合（左目盛り）とインターネット通販により入手した製品による重大製品事故の割合を集計（右目盛り）

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。



インターネット通販 通信販売・訪問販売 小売店 中古品等 その他 インターネット通販で購入した製品による事故の割合

(重大製品事故の件数)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	(年)
インターネット通販	4	6	11	5	11	17	17	32	30	35	44	44	73	78	76	(件)
通信販売・訪問販売	16	27	25	29	17	15	17	11	15	20	26	16	31	25	19	
小売店	209	368	349	319	324	290	276	262	232	198	211	190	468	364	289	
中古品等	18	28	35	40	41	67	61	40	38	25	25	35	43	38	28	
その他	62	126	99	87	89	101	81	91	76	50	61	60	70	55	56	
不明	479	869	708	662	630	647	540	471	502	488	506	468	537	459	574	
計	788	1,424	1,227	1,142	1,112	1,137	992	907	893	816	873	813	1,222	1,019	1,042	

出典：製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付日ベース）に基づき製品安全課にて作成

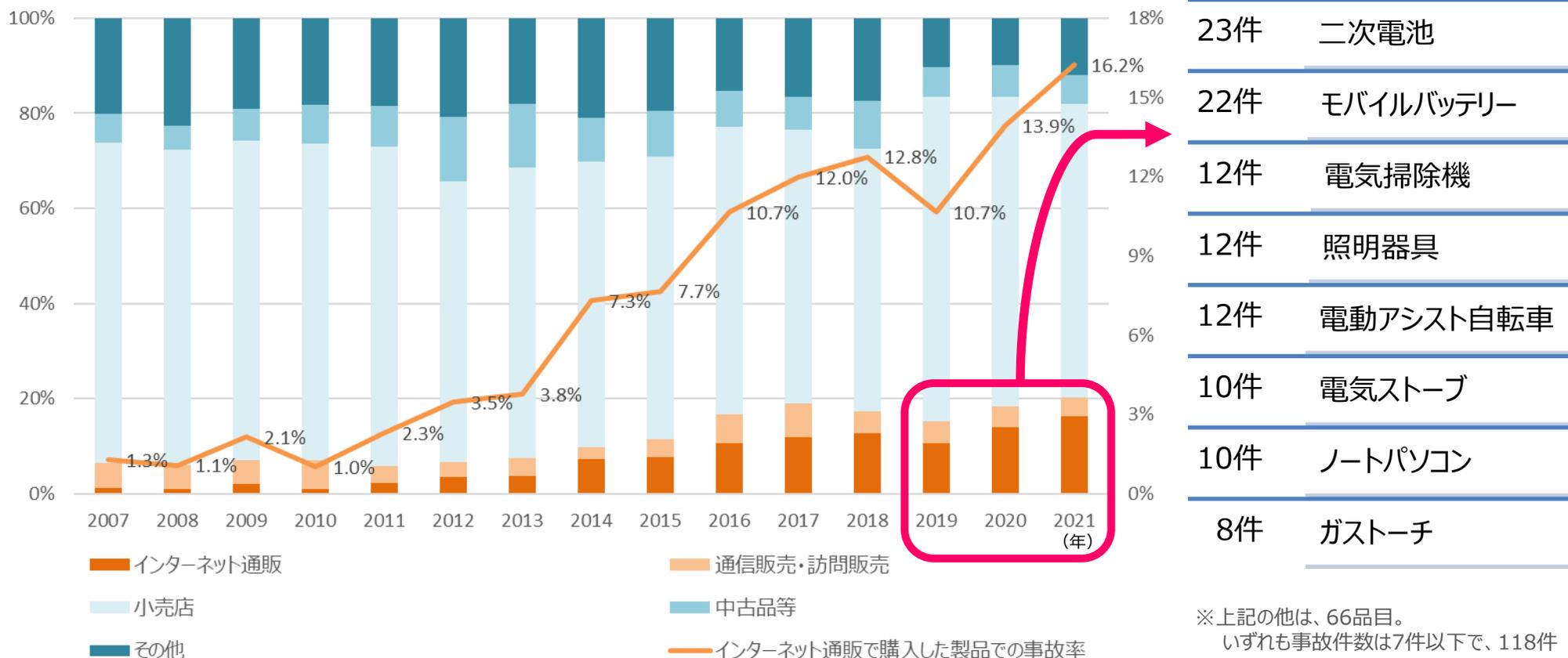
インターネット通販で購入した製品による重大製品事故の概要

- インターネット通販で購入した製品の事故が多いのは、バッテリー関係の電気製品の事故。

重大製品事故の製品入手経路

- ※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。
- ※入手先が判明している重大製品事故の割合（左目盛り）とインターネット通販により入手した製品による重大製品事故の割合を集計（右目盛り）
- ※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。

2019年～2021年で見ると、227件。
このうち上位8品目で109件（48%）
を占めている。



※上記の他は、66品目。
いずれも事故件数は7件以下で、118件

2021年に開始されたリコール件数

- 2021年に開始されたリコールは**93件**。**リチウムイオン蓄電池関連**のリコール案件の存在感が増している。

※2022年1月30日時点でリコール報告されていた件数を計上（リコール開始日ベース）

※リコールを開始している案件について事後報告を受け付けることにより件数が追加されることがある。

リコール開始件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
重大製品事故契機	17	23	15	22	14	21	12	18	16	13	17
重大製品事故契機以外	72	72	68	69	77	67	43	54	65	76	76
計	89	95	83	91	91	88	55	72	81	89	93

2021年に開始された重大製品事故契機のリコール（17件）

①2021年1月26日 電動アシスト自転車用バッテリー
（ヤマハ発動機、ブリヂストンサイクル、丸石サイクル）

②2021年2月10日 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）
（株式会社泰成商事）

③2021年2月16日 シュレッダー
（アコ・プランズ・ジャパン株式会社）

④2021年4月1日 ポータブル除菌脱臭機
（カルテック株式会社）

⑤2021年4月22日 イヤホン（コードレス式、バッテリー内蔵）
（株式会社大創産業）

⑥2021年5月27日 電気毛布
（株式会社プラスプラン）

⑦2021年6月9日 高圧洗浄機
（株式会社丸山製作所）

⑧2021年7月5日 リチウム蓄電池
（オムロンソーシアルソリューションズ株式会社）

⑨2021年8月16日 バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）
（有限会社すみとも商店）

⑩2021年10月1日 バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）
（ロワ・ジャパン有限会社）

⑪2021年10月1日 リチウム電池内蔵充電器
（株式会社アベル）

⑫2021年10月7日 携帯型電気冷温庫
（株式会社ノジマ）

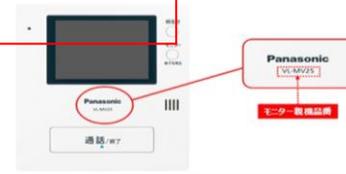
⑬2021年10月27日 電気ストーブ（カーボンヒーター）
（小泉成器株式会社）

⑭2021年11月1日 バッテリー（リチウムイオン、電動リール）
（グローブライド株式会社）

⑮2021年12月1日 トーチバーナー
（GreedFactory株式会社）

⑯2021年12月1日 インターホン（モニターテレビ付）
（パナソニック株式会社）

⑰2021年12月12月13日 イヤホン（コードレス式、バッテリー内蔵）
（株式会社オウルテック）



電気掃除機の搭載バッテリーごとの事故件数と非純正品バッテリーの割合

- 電気掃除機（充電式）における事故の中でも特に掃除機メーカーとは異なる事業者が製造した**非純正品バッテリーの事故**が2019年以降多くなっている。
- 2019年に事故が多く報告されたため、注意喚起を実施し、2021年に再び増加しているが、原因としては、有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社の事故が多く発生したことが挙げられる。
- 対象製品はリコールされ、**ネットモール事業者等を通じて販売**されていたため、ネットモール等運営事業者の協力をいただいた。

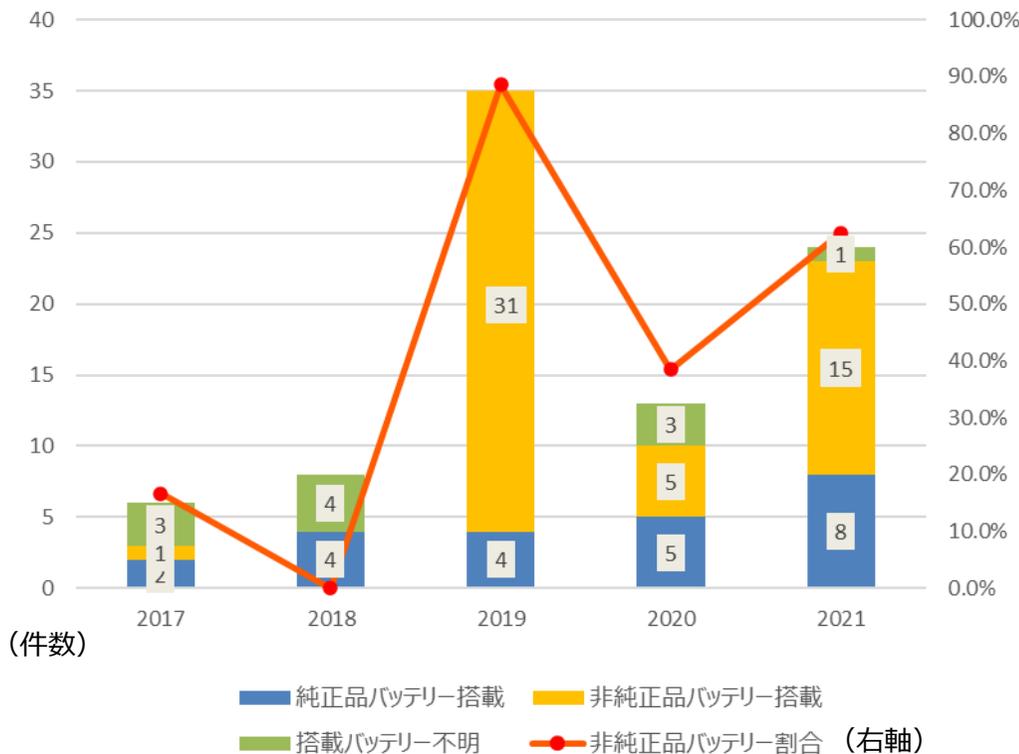


バッテリー本体



表示部

電気掃除機（充電式）における搭載バッテリーごとの件数（2017～2021年受付）



有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社のコードレス掃除機用**非純正**のバッテリーパックの放電方法



※水を張ったバケツは**念のために用意**するものであり、電池切れまで放電した場合は、**バッテリーをバケツの中の水につけない**ようお願いします。

電池切れまで放電したら、**有限会社すみとも商店**のバッテリーはお住まいの市区町村の廃棄方法等に従って**廃棄**の対応を御願います。**ロワジャパン有限会社**のバッテリーは同社による**回収**となりますので、同社からのメール案内に従って下さい。



運転中、パイロットランプは[点灯]します。電池切れになると、パイロットランプが[点滅]状態になります。

※なお、パイロットランプが点滅状態になってもしばらく掃除機が稼働する場合があります。その場合は、掃除機が動かなくなるまで続けて下さい。

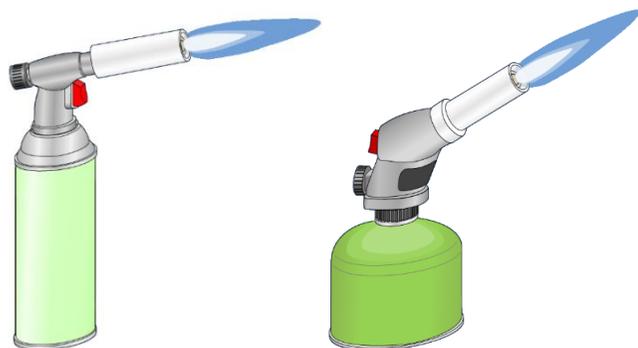
本件にかかる詳細については、以下をご覧ください。
<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211217005/20211217005.html>

重大製品事故報告（事後規制）に係る課題（事例1）

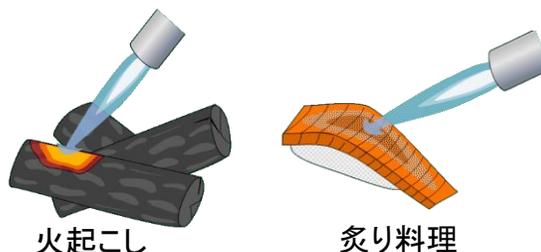
- ガストーチは、アウトドア、D I Y、炙り料理などに使用され一般消費者に浸透しつつある。
- 粗悪なガストーチによる火災事故が多数発生しているものの、多数の事故が重大製品事故として報告されていない。多くが輸入事業者が不明の海外製品であるためと推定される。
- 消防庁からの情報提供・依頼を受けて、経産省はガストーチを規制対象とするための検討会を立ち上げて現在検討中。（2022年度内にとりまとめ予定）

＜ガストーチとは＞

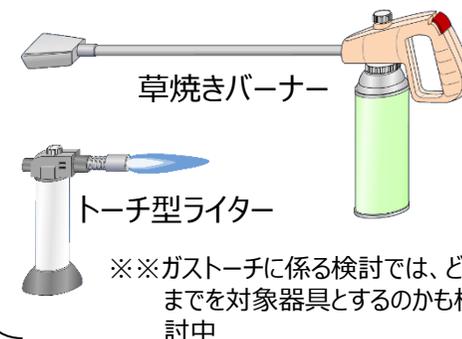
カセットボンベなどのガスカートリッジと点火装置及びノズルが付属している本体を接続して、ガス流量等を調節しながら点火装置で着火し、火口から高温の炎を噴出させる燃焼器具。



＜使用の例＞



ガストーチに類似の燃焼器具(例)



※ガストーチに係る検討では、どのようなタイプ(ガスカートリッジの形状、同接続部の形状等)のガストーチを対象とするのかも検討中

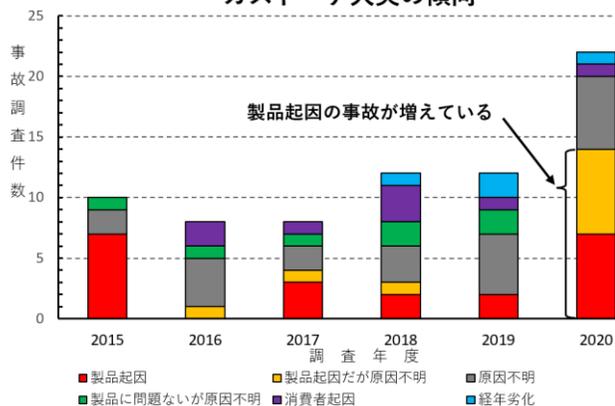
＜ガストーチに係る事故の発生状況＞

事故件数

	2020年	2021年
重大製品事故	14	8
未報告事故	30	36
合計	44	44

出典:消費者庁・消防庁調べ

ガストーチ火災の傾向



＜事事故例＞

- ・ガスカートリッジ（ガスボンベ）とガストーチとの接続部に気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガス流量調整用のニードル弁の回転軸貫通部に気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガストーチを下向きに傾けて使用した際にガスカートリッジ内の液化石油ガスが液相のままバーナーのノズル部へ流出したことで、炎が異常に大きくなりやけど

重大製品事故報告（事後規制）に係る課題（事例2）

- 強力な磁力を持ったネオジム磁石製の**マグネット**を子どもが複数個誤飲し、**開腹手術が必要となった事故**が複数発生し、2022年3月24日に消費者安全法第33条に基づく意見具申が経産大臣宛てになされた。
- マグネットボールによる事故は、開腹手術が必要となり子どもの体への負担の大きな事故であるが、海外出品者により直接販売されるケースもあると考えられ、**重大製品事故として報告がされにくい**。
- 実際に消費者庁調べでは11件の事故※が発生しているのに対して、消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告はない。

※ 2017年1月から2022年1月までに発生 出典「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲」
(令和4年3月24日) 消費者安全調査委員会

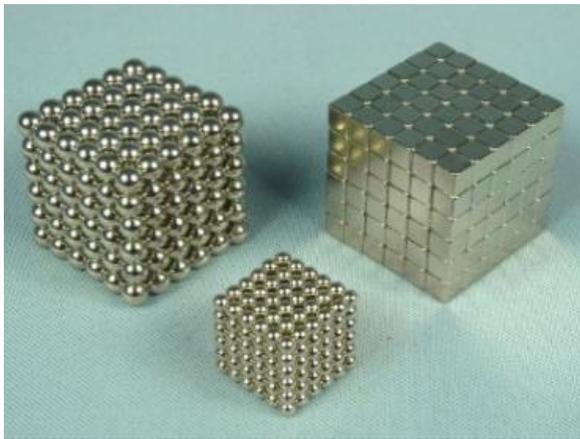
(マグネットボールについて)

■ マグネットボールの概要

- ・磁石 1 個の直径や一辺の大きさは3～5mm
- ・玩具 1 個（1セット）を数百個で構成
- ・ネオジム磁石など強力な磁石を使用

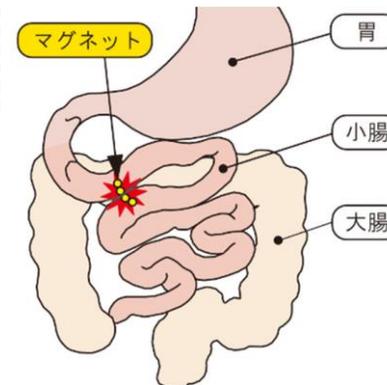
■ 誤飲による人体への影響

- ・複数個を誤飲すると、強力な磁力で消化管を挟んで留まり、腸壁などを穿孔する場合もあるため、手術等により摘出する必要がある。



製品の例

出典：国民生活センター報道発表資料（令和4年9月14日）



複数の磁が腸管を挟み込んだ状態のイメージ



胃壁にめりこんでいる様子

出典：
日本小児科学会「Injury Alert（傷害速報）」
磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔の類似事例 3
(令和2年7月22日)

出典：消費者安全調査委員会
消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく
事故等原因調査報告書（令和4年3月24日）

重大製品事故報告（事後規制）に係る課題（事例3）

- インターネットモールで購入したモバイルバッテリーなどバッテリー関係の発火事故が多発しているが、**消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告がされていないものもある。**
- 海外からの直接販売については、国内に輸入事業者が存在しないことから、重大製品事故が報告されていない可能性が高い。
- また、消費者が損害の賠償を受けるためには、海外の製造事業者等に直接交渉する必要があり、消費者にとって負担が大きくなっている。

【事件事例A】

- ✓ 寝室からものが落ちるような「ポトン」という音が2回続けて聞こえたため確認をすると、ベッドの宮棚に置いていたモバイルバッテリーから発火し、炎が40cm程度上がっていた。
- ✓ この事故により、ベッド、床、壁等を焼損した。
- ✓ 製造事業者連絡先について、製品を購入したネットモール運営事業者と交渉するも、購入者は製造事業者を特定することができなかった。



焼損したモバイルバッテリー
情報提供：NITE

【事件事例B】

- ✓ 2階付近から「ボン、ボン」と音がしたため、確認をすると、ソーラーパネルを接続し充電していたポータブル電源から1mほどの炎が上がっていた。
- ✓ この事故により、2階部分を焼損した。
- ✓ 製品を購入したネットモール運営事業者に出品事業者情報の開示を要求するも応じてもらえなかったため、購入者は事業者を特定することができなかった。



焼損したポータブル電源
情報提供：NITE

【事件事例C】

- ✓ 就寝中に火災警報器の鳴動したため、避難をした。その後、確認したところリビングのテーブル下で充電をしていたバッテリーが発火したことが認められた。
- ✓ 製品は、1年半前にインターネットモールにおいて購入した製品であった。
- ✓ この事故により、リビング、家具等を焼損した。
- ✓ 国内に輸入事業者が存在しないため、家財の損害賠償について、購入者は海外の製造事業者に対して直接行わなければならなかった。

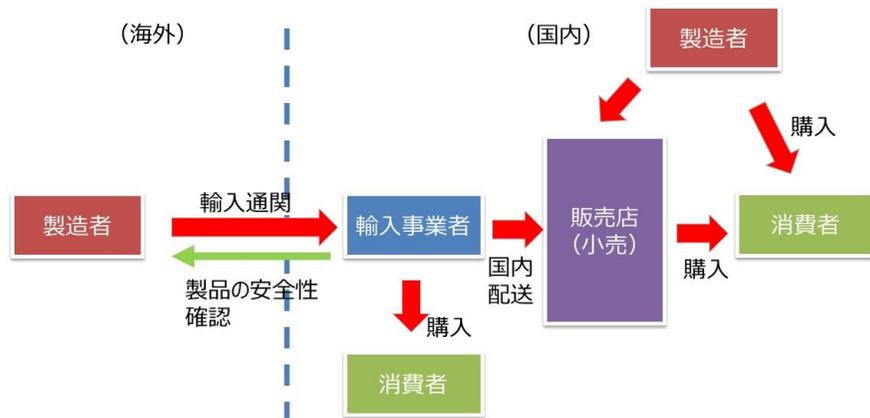


焼損したモバイルバッテリー
情報提供：NITE

製品安全4法の執行を通じて明らかとなった課題

- インターネット販売が増加する中、**海外事業者によるインターネットモールを通じた日本の消費者への直接販売も増加**（注）。
- こうした**海外事業者による直接販売については**、消費者ニーズを満たすメリットがある一方、消費生活用製品安全法の事故報告義務者が国内にいないと考えられるケースもあり、前ページまでの事例のように、**重大製品事故の報告が行われない事案が出てきている**。（インターネットモールで販売されたもので、**今年度100件程度の重大製品事故（火災）が報告されていないと推定される**※）
- また、**海外事業者による直接販売については**、**リコールが必要となった場合の対応についても課題がある**など、何かトラブルが起きた場合に、日本の消費者の利益が保護されない等の課題が顕在化している。

法律が想定するこれまでの流通形態



海外からの直接販売の例



（ネットモール事業者が、倉庫・配送サービスをフルフィルメントサービスとして提供する場合もある）

※消費者安全法に基づく行政機関等からの事故報告情報を消費者庁から一部共有いただいております。当該情報を経産省にて分析して推計。（令和5年1月時点）
（製品火災の消防庁への報告様式が令和4年3月30日通知で変更され、ネット販売サイトの利用状況も報告されるようになったため、今年度報告されたネットモールで販売された製品の火災の中で、販売者が外国企業であるものなど、消費生活用製品安全法の事故報告がされていないものを抽出して推計した。）

（注）「ECサイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物（通販貨物）の輸入が急増し、フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売されることを予定して輸入される貨物の輸入も目立っている。」（出典：令和4年12月15日 関税・外国為替等審議会関税分科会 資料2 p7）

海外から日本の消費者への直接販売に関連する情報

- 外国会社が日本で取引を継続するときは、日本における代表者（うち一人以上は日本在住）を定めることが求められており（**会社法**第817条第1項）、その場合登記をすることを求めている（同法第818条第1項）。
- 日本の消費者に直接販売している海外出品者は、日本において取引を継続して実施しているものと考えられるが、日本に代表者を置き、法人登記をしているのか不明。
- 電気通信事業法では、海外の事業者への対応として、国内における代表者又は国内における代理人の届出を求めている。

<会社法>

（外国会社の日本における代表者）

第百十七條 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

- 2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（登記前の継続取引の禁止等）

第百十八條 外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

- 2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

<電気通信事業法>

（電気通信事業の届出）

第十六條 電気通信事業を営もうとする者（第九條の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

EUの新たな市場監視規則

- EUは、EU内で流通する製品の法令遵守を進め、公共の利益を保護するため、2019年6月に新たな**市場監視規則**（Regulation on market surveillance and compliance of product）（Regulation (EU) 2019/1020）を制定。
- 同規則では、製造者、輸入者、承認された代理人、それらが不在の場合はフルフィルメント・サービス・プロバイダー（倉庫、包装、発送などのサービスの提供者）を第4条での経済運営者と定義（第4条第2項）し、製品にリスクを疑う理由がある場合の当局への通知などの義務を規定（第4条第3項）している。
- **後述する一般製品安全規則（GPSR）案とセットで、EU内の消費者に製品を供給する場合、EU域内に責任者を置くことを求めている**と言える。

<EUの市場監視規則（Regulation 2019/1020）の概要>

- 第4条では以下の4者が経済運営者（economic operator）を意味し（第4条第2項）、同条第3項の義務を負う。
 - (a) EUに設立された製造者（manufacturer）
 - (b) EUに設立された製造者がいない場合は輸入者（importer）
 - (c) 承認された代理人（authorized representative）：
製造者から書面で製造者の義務を代わりに実施する権限を委譲されたEU内に設立された者
 - (d) 上記の(a)(b)(c)がEUに不在の場合、EUに設立されたフルフィルメント・サービス・プロバイダー（fulfillment service provider）：
フルフィルメント・サービス・プロバイダーは、倉庫（warehousing）、包装（packaging）、宛名（addressing）、発送（dispatching）のうち2つ以上のサービスを行い、製品の所有権は持たず、郵便サービス（postal service）、宅配輸送サービス（parcel delivery services）、貨物輸送サービス（freight transport service）を除いた者（第3条（11））
- 市場監視当局は、経済運営者に対して、製品に関する情報提供、サプライチェーンに関する情報提供、立入検査、是正措置の実施（是正措置が不十分な場合の製品の禁止・制限や撤去・リコール含む）等の権限を有する。（第14条）

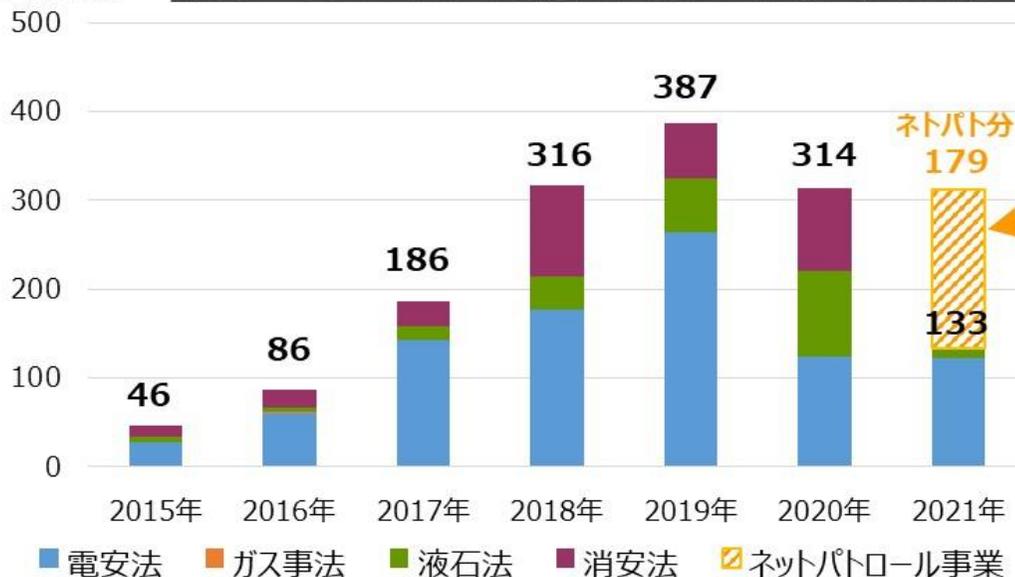
※公表されているEU市場監視規則を基に製品安全課作成

2. ネット販売での違反品への対応 (事前規制)

インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 製品安全関係法に抵触する疑いがあるものとして情報提供のあった事案等について、経済産業省が確認した件数のうち、**インターネット販売における件数は近年増加傾向にある。**
- 経産省による監視や大手インターネットモール事業者の協力を得た（後述）ことで増加傾向に歯止めはかかっているが、**依然として高水準で推移。**

（単位：件数） **インターネット販売における違反件数の推移（法律別）**



ネットパトロール事業の結果について

- 令和2年度よりネットパト事業をスタート。
- 規制対象製品のうち違反が多い**8品目**に対し大手インターネットモール上で**PSマークの表示の有無等に関するパトロールを実施。**
- その結果、**179件**の表示違反等について**速やかに出品削除を行うことにつなげた。**

以下179件の内訳

・PSマークの表示が疑わしいもの…127件

- 【法律別】
 電安法：48件、消安法：40件、液石法：39件
- 【品目別】
 電安法＝LEDランプ：5件、電気温風機：17件、
 リチウムイオン蓄電池：11件、電気天火：1件
 電気髪ごて：2件、直流電源装置：12件
 消安法＝乗車用ヘルメット：40件
 液石法＝カートリッジガスこんろ：39件

・PSマークの表示がないもの…52件

- 【法律別別】
 電安法：43件、消安法：5件、液石法：4件
- 【品目別】
 電安法＝LEDランプ：14件、電気温風機：7件、
 リチウムイオン蓄電池：19件、直流電源装置：3件
 消安法＝乗車用ヘルメット：5件
 液石法＝カートリッジガスこんろ：4件

インターネット販売における違反件数の推移（販売形態別）

（単位：件数）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
モール	33	68	149	300	365	294	115
自社HP	13	18	37	16	22	20	18
合計	46	86	186	316	387	314	133

出典：把握した法令違反を集計して製品安全課にて作成

市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月より、製品が流通した後の違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「**ネットパトロール事業**」を新たに開始。
- インターネットモール各社の協力を得ながら、**出品者への事実照会、販売停止等の行政措置を実施**。

(経産省によるネット販売製品の監視)

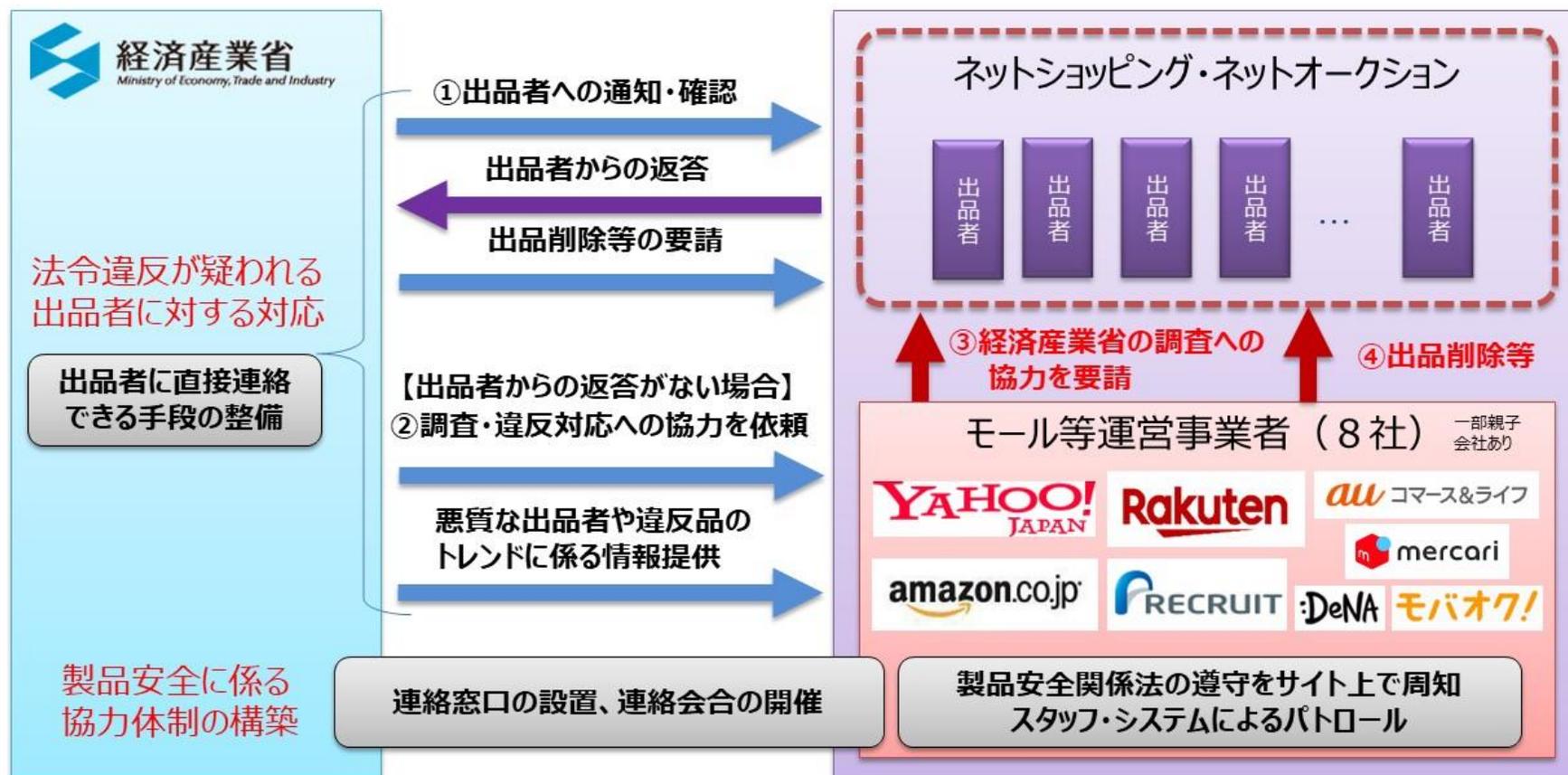


※2022年10月に1品目追加し、現在は4品目（後述）

ネット販売製品の違反への対応

- EC市場の拡大とともに、**ネット販売製品の違反件数も増加**しており、国が法令違反を確認した場合のネットモール等運営事業者への出品削除等の要請や、ネットモール等運営事業者と連携した事故発生リスクが高い製品の出品前審査など、**国とネットモール等運営事業者が協調して、ネット販売の違反品に対応してきた。**
- 海外事業者による直接販売についても、日本の消費者向けのビジネスについては、製品安全4法の適用を受けると整理して対応しているが、海外販売者とのやりとりは容易ではない。

(経産省とネットモール等運営事業者との連携)

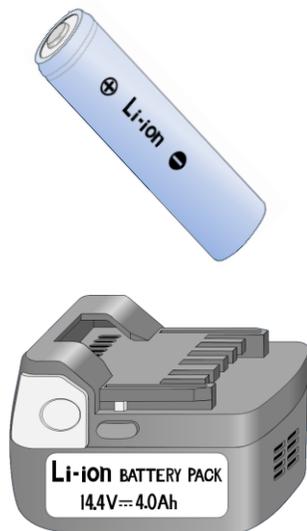


要請に基づくネットモール等運営事業者による出品前審査の実施

- 2020年7月、経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出。
- 特に、違反や事故報告の多いリチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ及び携帯用レーザー応用装置の3品目について、ネットモール等運営事業者は出品者に製品画像の提出を求め、PSマークの表示の確認を実施中。PSマークの表示のない製品は、出品者のサイト上では販売を停止。
- 規制対象製品における違反件数等の状況を踏まえ、乗車用ヘルメットの新規追加等を含む追加の要請を2022年10月に実施。

(ネットモール等運営事業者へ協力要請を行った品目)

【リチウムイオン蓄電池】



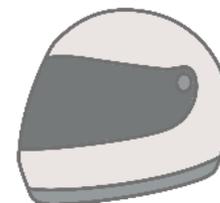
【携帯用レーザー応用装置】
(レーザーポインター)



【カートリッジガスこんろ】



【乗車用ヘルメット】
(バイク用)



製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃え、社会全体に製品安全の取組が拡大することを目的として、平成19年度からPSアワードの取り組みを実施。
- 令和2年度より、特別賞に「**ネットモール運営事業者部門**」を新設。

令和2年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
マツ六株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
有限会社鈴文
- ・優良賞
新潟精密製造株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社大一電化社
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社カイン電器

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
パナソニック(株)アプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部
- ・優良賞
株式会社アシックス
- ・優良賞
株式会社コロナ

○大企業 小売販売事業者部門

- ・技術総括・保安審議官賞
大阪ガスマーケティング株式会社

○特別賞

- ・団体部門
一般財団法人ニッセンケン品質評価センター
- ・ネットモール運営事業者部門
株式会社メルカリ

令和3年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
徳武産業株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社近澤製紙所
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社アテックス
- ・優良賞
サクラパックス株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社カイン電器

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・優良賞
AGCテクノグラス株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社ベネッセコーポレーション

○特別賞

- ・ネットモール運営事業者部門
アマゾンジャパン合同会社

令和4年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
マツ六株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
龍宮株式会社
株式会社オークマ
- ・優良賞
HARIO株式会社
富士スレート株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
茨城日化サービス株式会社

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部
- ・技術総括・保安審議官賞
日立グローバルライフソリューションズ株式会社
富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
- ・優良賞
株式会社ノーリツ
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社赤ちゃん本舗

○特別賞

- ・企業総合部門
株式会社 YUWA ホールディングス
※ネットモール運営事業者部門は受賞なし



PSアワードの
ロゴマーク

製品安全誓約（Pledge）に向けた取組の開始

- 2021年のOECDによる製品安全誓約に向けたコミュニケ（声明）発表や他国における誓約の動きを受け、2022年、日本でも**モール各社との誓約締結へ向け、オーストラリアなどの例を参考に原案及びガイドラインの作成等の取組を開始。**
- 経産省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、プレッジの取組を加えることで、さらに製品安全の確保に向けて取り組んでいく。

我が国の先駆けた取組と製品安全誓約



(参考) 製品安全誓約 (Pledge) について

- 製品安全誓約 (Pledge) は、規制当局へ向けた文書に対して、モール等運営事業者の代表者により署名が行われるもの。
- KPIを設定し、署名者は実施状況について定期的にレポートを提出し、規制当局が定期的にフォローアップしている。
- **EUが2018年に最初に始め、豪州も追従し2020年に開始 (誓約の内容はほぼ同じ)。** 韓国も取組を実施中。

オーストラリアのPledgeの例

(仮訳)

- ① 定期的に規制当局のリコールサイトや他のリコール製品等 (recalled/unsafe products) 情報を確認し、見つけた場合は適切に対処。
- ② リコール製品等を通知し、削除するため、規制当局に専任コンタクトポイントを提供。
- ③ コンタクトポイントが当局から削除要求を受けて2営業日以内に、リコール製品等を削除。当局に取られた措置と関連結果を通知。
- ④ 公知の関連情報がない場合、データ・情報要請があれば10営業日以内に、当局と協力しつつ、危険製品のサプライチェーンを可能な範囲で特定。
- ⑤ データ・情報要請と危険製品の削除を処理する内部メカニズムの構築。
- ⑥ 消費者が宣誓署名者に危険製品の出品を通知できるはっきりした方法を提供。通知は署名者のプロセスに従い処理され、消費者への反応が適切な場合には5営業日以内で行う。
- ⑦ 販売者が製品安全規制法を遵守することを促進する措置を実施。当局のウェブサイトへのリンクを含め、コンプライアンス研修・ガイダンスの情報を販売者と共有。
- ⑧ 当局や販売者と協力し、関連するリコールや危険製品の是正措置について、消費者に情報提供。
- ⑨ 必要に応じ、禁止製品、違法製品、リコール製品の販売を阻止又は制限するためのプロセスを確立。
- ⑩ 当局との協力も含め、危険製品の販売を繰り返す違反者に対応する合理的な措置を実施。
- ⑪ 既に出品削除された危険製品の再出現を阻止するための措置を取る。
- ⑫ 危険製品の発見及び削除を改善するための新技術やイノベーションの潜在的利用を探索。

Pledgeにより期待されること

広い範囲で、出品削除に取り組むことができる

規制当局とともに取組の定期的なフォローアップが行われる。

販売事業者に対して法令順守を促す機会が拡大できる。

リコール製品の再出品や悪質な出品者へ措置を講じる。

オーストラリアのPledgeのKPIの例

- 2日以内に出品削除した割合
- 消費者への製品安全情報の提供

(参考) モール等運営事業者の消費者取引に係る新たな法律について

- オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題が発生。
- これに対応し消費者利益の保護を図るため、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が**2021年に公布された**。
- 消費者庁による政令、府令、指針等の整備を経て、**2022年5月1日に施行された**。
- 法律に基づく官民協議会が2022年に既に2回開催されている。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の概要

取引DPF企業の努力義務

- 販売業者と消費者の間の円滑な連絡手段の確保
- 苦情の申出を受けた場合の必要な調査等の実施
- 販売業者に対し身元確認のための情報提供を求める

販売業者に係る情報の開示請求権

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利を創設

商品等の出品の停止

- 商品を使用する際の安全性等の表示に著しい虚偽・誤認表示があり、販売業者等が特定不能など『表示の是正が期待できない』場合、『消費者庁』が販売停止等を要請。

官民協議会・申出制度

- 行政機関、事業者団体、消費者団体からなる官民協議会を組織し、取組事項を協議
- 消費者等のための申出制度を創設

出典：消費者庁からの情報提供に基づいて製品安全課において作成

ネットパトロール事業による違反对応の状況

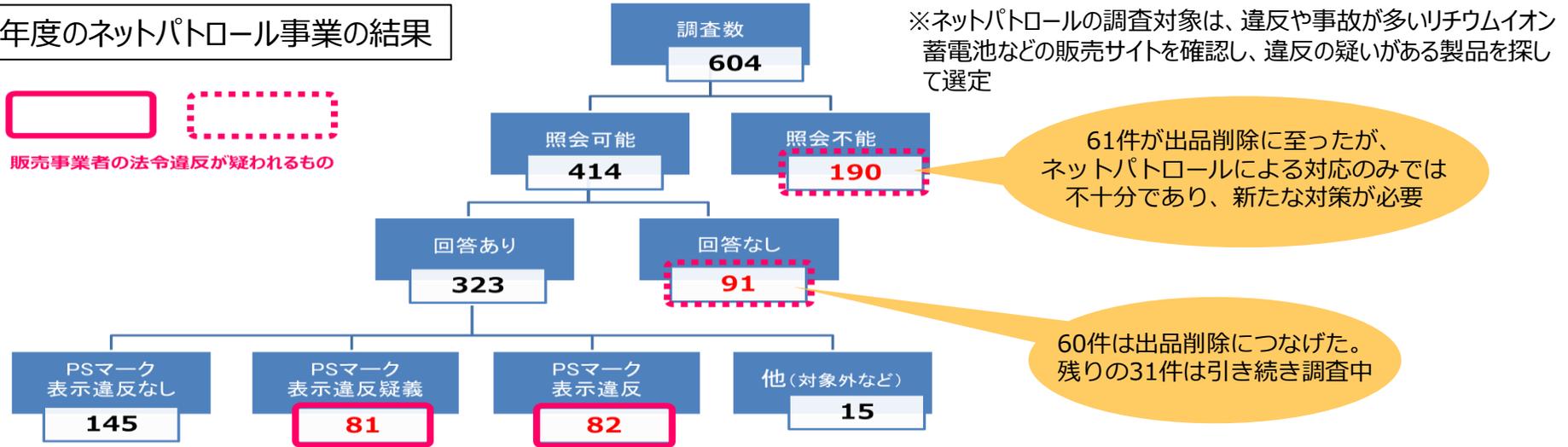
<令和3年度のネットパトロール事業の概要>

- 令和3年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**合計604件**について調査を実施。
- 令和3年度のネットパトロール事業において、確認に対し出品者から回答を得た件数は合計323件。
- 令和3年度のネットパトロール事業において、出品者への確認により、違反が疑わしいものは81件、PSマーク等表示不適合のものが82件判明。合計163件が出品削除された。**(出品削除の割合は約50%)**
- 対面の販売事業者の違反に比べ違反者が多くなっている。(※参照)

<連絡が取れない出品者>

- うち、違法製品であることが疑われたものの、**計190件の案件についてはメールでの連絡ができなかった**。
- **連絡ができなかった出品者のほとんどが海外出品者**であり、海外出品者に対する法執行のあり方が課題となっている。

令和3年度のネットパトロール事業の結果



※毎年、自治体において製品安全4法に係る販売事業者への立入検査を実施しているが、2020年度に判明した製品安全4法の違反件数は計7件。

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2020年度	6	0	1	0	7

出典：把握した法令違反を集計して製品安全課にて作成

EUの新規制案（一般製品安全規則：GPSR）について

- EUは、一般製品安全規則（GPSR：General Product Safety Regulation）案を2021年6月に公表。（2022年11月29日にEU評議会と欧州議会が暫定合意したと発表。）
- 一般製品安全規則案は現行の一般製品安全指令（GPSD）の改訂で、オンラインマーケットプレイス提供者を新たに定義している。オンラインマーケットプレイス提供者の義務は、製品安全誓約（プレッジ）の内容と似ている。（第20条）
- GPSR案では、ネット販売（遠隔販売の一つ）で海外製品の場合、責任者の名前や連絡先のサイト表示を義務づけている。（第18条）この場合の責任者とは、EU市場監視規則第4条で規定しているEUの製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー。
- 事故を知った場合の報告義務も新たに追加されている。（第19条）

【一般製品安全規則案の概要】 ※2022年12月末に公表されたGPSR案（当初案から修正されたもの）を基に製品安全課作成

（遠隔販売（distance sales）の際の義務）（第18条）

- オンライン市場などの遠隔販売を行う場合、出品者は、製造者名・住所・メールアドレス、製造者がEU外の場合は、責任者の名前・住所・メールアドレスなどがはっきりと読めるように示さなければならない。

※ EU消費者向けに出品（offer）される場合、オンライン販売等の遠隔販売による出品は、EU市場向け供給と見なされる。（第4条）

（製品の安全性に関係する事故の際の義務）（第19条）

- 製造者は、製品の使用による死亡事故等の製品起因の事故の発生を知った場合は、遅滞なく当局に届出なければならない。
- 輸入者や流通者が製品起因の事故について知った場合、遅滞なく製造者に通知しなければならない。
- 製造者がEU外の場合は、事故の発生を知った責任者が、届出を行わなければならない。

※ 責任者とは、EU市場監視規則第4条の製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー（第15条第1項）

（オンラインマーケットプレイス提供者の製品安全に関する義務）（第20条）

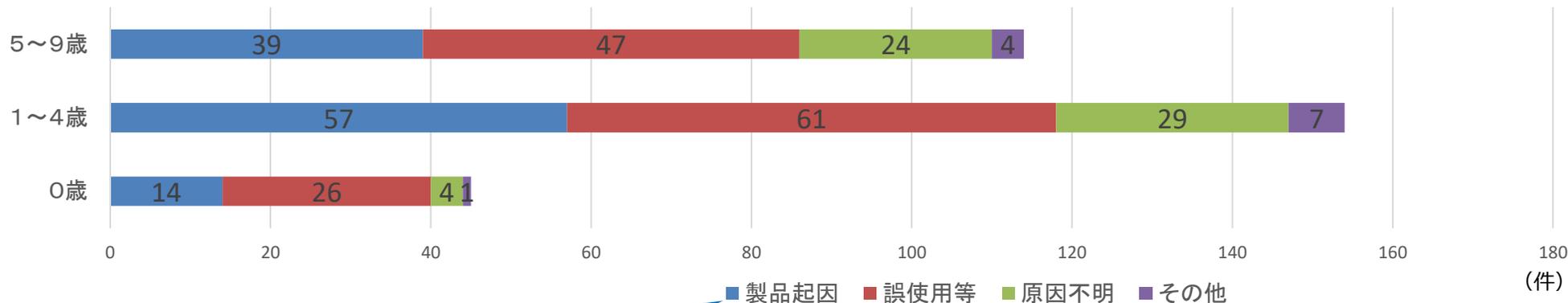
- オンラインマーケットプレイス提供者は、市場監視当局との1つのコンタクトポイントを設置し、登録しなければならない。
- 市場監視当局に危険製品の削除をオンラインマーケットプレイス提供者に命令する権限を付与。オンラインマーケットプレイス提供者は、当該命令を受領した時から2営業日以内に反応しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、自主的に危険製品の削除に努めるため、危険製品の規制情報を考慮しなければならない。オンラインマーケットプレイス提供者は講じた措置を当局に通知しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、消費者からの苦情等の通知に対し3営業日以内に反応しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、出品者が遠隔販売の際の責任事業者の情報等を表示できるようなオンラインインターフェイスを設計しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、製品のリスクを除去する措置を促進するため、市場監視当局や関連事業者に協力しなければならない。

3. 玩具などの子供用製品への対応 (事前規制)

10歳未満の子供が被害にあう重大製品事故の概要

- 重大製品事故の報告制度創設以降の16年間（2007～2022年）で報告された重大製品事故のうち、10歳未満の子供の被害が明らかとなったものは319件。
- 0歳児の製品事故件数は限定的。年齢が上がるにつれて製品起因の割合が増加する傾向。
- 低年齢では乳幼児向け製品や玩具による事故が多いが、年齢が上がると自転車や住宅用品における事故が増加。

子どもの年齢層別の重大製品事故の発生状況



事例：室内遊具による外傷【製品起因】

製品の固定部品である「回転止めピン」が外れやすい構造となっており、3歳の幼児が手に持って遊んでおり転倒して目に刺した。その後、事業者は当該製品のリコールを実施。

ルールによる安全の確保

事例：ドアへの指の挟み込みによる外傷【誤使用等】

- ・風により急にドアが閉まり、9歳幼児の右手4指が挟まり、末節骨折、挫傷、爪損傷などの重傷を負った。
- ・ドアの隙間に5歳の幼児が右手親指をにかけていた際にドアが閉まり、右手親指を挟み込み骨折した。

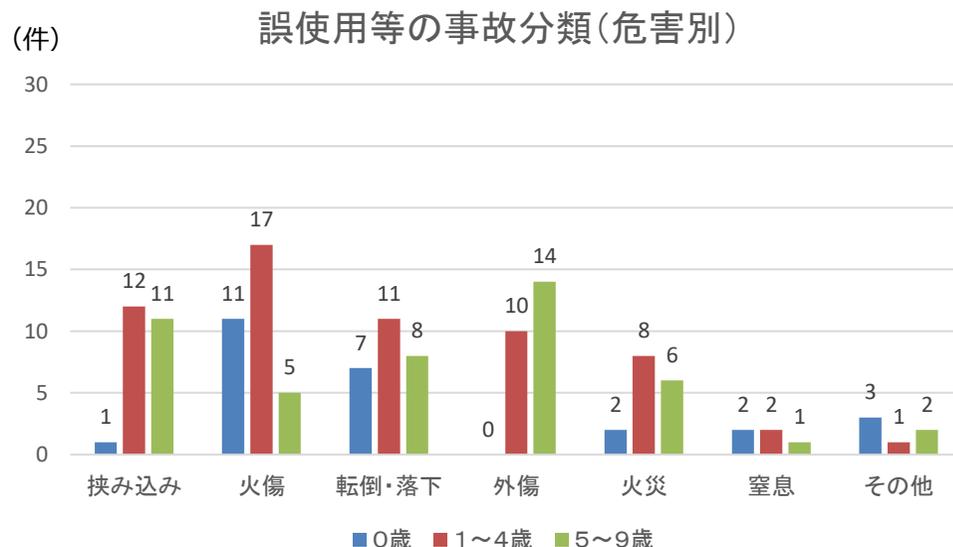
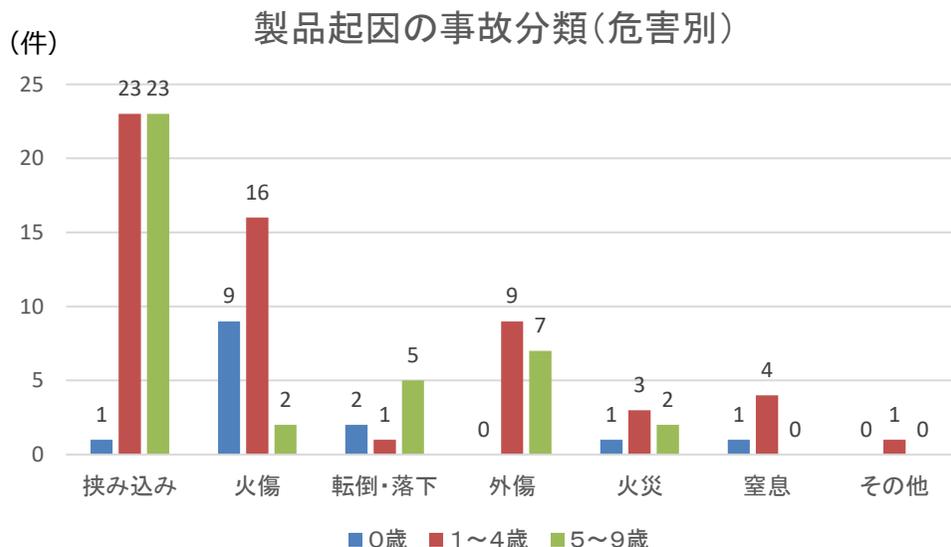
情報利用など市場を活用した安全の確保

出典：製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付ベース）に基づき製品安全課にて作成
※2007年～2022年に受付けた重大製品事故のうち2022年末時点で10歳未満の被害が明らかとなったものを計上。（p35も同じ）
※「誤使用等」には、誤使用・不注意による事故、偶発的事故を含む。
※グラフは年齢層が判明した313件について分類。10歳未満との情報はあがるが、年齢層が不明な6件は除外。
※同一事故において複数の子供が被害者の場合、より重傷者またはより低年齢者で計上

※p8の「重大製品事故への対処策についての基本的考え方」を子供の事故に適用したもの

(参考) 子供特有の多様な被害状況

- 0歳は、主に熱湯などによる火傷の被害が多く、そのほかに転倒・落下、窒息、火災が発生。
- 1歳以上になると手足の挟み込みが圧倒的に多くなり、次いで火傷、外傷などが発生。
- いずれの年齢区分においても、大人ではほとんど見られない被害が多発（熱湯火傷、窒息、落下、挟み込み等）。



出典：製品安全課において把握した重大製品事故（重大製品事故の受付ベース）に基づき製品安全課にて作成
 ※グラフは年齢層が判明した313件について分類。10歳未満との情報はあるが、年齢層が不明な6件は除外。
 ※被害内容は、状況から推定されるものを含み、火災による火傷は「火災」で計上、その他の火傷を「火傷」として計上。

子供特有の被害の例

- ウォーターサーバーから熱湯を出して火傷（0歳）
 ウォーターサーバーの熱湯用の蛇口を付近を触っていて、お湯が出て腕にかかり火傷を負った。
- ベビーカーによる重傷（1～4歳）
 - ・ネジの締め付け不良によってベビーカーの背もたれの片側が傾いたため、乗っていた幼児がバランスを失い転倒し重傷を負った。
 - ・折り畳み式ベビーカーを開くときに、フレームパイプの接続部分に子供の左手薬指が挟まれて先端を切断した。
- 自転車幼児用座席に乗って足が後輪に巻き込まれ重傷（5～9歳）
 使用中に繰り返される負荷により足乗せ部の支柱が破損し、足乗せ部分が外れ、幼児の足が後輪に巻き込まれ重傷を負った。

乳幼児の誤飲による事故への対応（マグネットボール等）

- 強力な磁石を使用した玩具や高吸水性の樹脂材料を使用した玩具を**乳幼児が誤飲する事故**が確認されている。
- これらの製品は自然排泄されにくく、医療機関で手術等を要する事案となっており、マグネットボールについては、**海外では死亡事故も発生**。消費者庁調べでは11件の事故が発生※しているが、消費生活用製品安全法の重大製品事故の報告はない。
- マグネットボールは海外製であり、ネットで販売されているため、2022年6月にネットモールに協力を要請。
- また、**マグネットボール及び高吸水性樹脂玩具については、これらの誤飲事故の制度的対応を検討中**。
- なお、両製品とも、海外では既に規制されている。

※ 2017年1月から2022年1月までに発生 出典「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲」
(令和4年3月24日) 消費者安全調査委員会

マグネットボール（マグネットセット）

- 各機関における経過
 - ・平成30年4月 国民生活センター、経産省から主要モールへ注意喚起を要請
 - ・令和3年11月 消費者安全調査委員会及び日本小児科学会が注意喚起
経産省から主要モールへ注意喚起を要請
 - ・令和4年3月 消費者安全調査委員会の調査報告、経産省への意見具申
 - ・令和4年6月 経産省から注意喚起と主要モールへ協力要請



出典：国民生活センター（再掲）

高吸水性樹脂玩具

- 製品の概要（例）
 - ・高吸水性の樹脂を材料に使用
 - ・膨張前の直径は数mm～10数mm
 - ・水と触れると最大数センチまで膨張
- 誤飲による人体への影響
 - ・誤飲すると、消化管内で膨張し、腸閉塞などに至る可能性があり、手術等により摘出する必要がある。
- 各機関における経過
 - ・平成27年10月 国民生活センターが注意喚起
 - ・令和3年12月 国民生活センターが注意喚起
 - ・令和4年2月 消費者庁が重大製品事故として公表。
 - ・令和4年3月 国民生活センターが再度注意喚起
事業者がリコールを開始



製品例：国民生活センター

(参考) 我が国への流入が懸念される玩具等

- 以下の表に示す製品は**Safety Gate (EU)**に掲載された玩具等であり、EU当局から販売中止やリコール等の措置がとられている。
- いずれも**EU内で定める強制規格を遵守していない製品**。

ぬいぐるみ	エアガン	ベビーチェア	乳児用玩具
			
<p>中国製</p> <p>包装ビニール、ボタン電池等を誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1、EN62115違反</p>	<p>中国製</p> <p>棒が飛び出す速度が上限を超え目などに危険を及ぼすおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>	<p>中国製</p> <p>揺れる角度が大きすぎ乳児が落下するおそれ。 一般製品安全指令、欧州規格EN16232違反</p>	<p>中国製</p> <p>小さなパーツがとれやすく、誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>
<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01208/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00102/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00100/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01243/22</p>

その他の事例

(幼児による事故への対応)

- X社が扱う製品において、幼児が指を切断する等の重傷事故が、昨年になり立て続けに5件報告あり。(被害者の年齢が判明しているものは1～3歳)
- 第一関節から先がなくなったり、爪がなくなったりした指が将来的に元に戻るのかどうかは不透明であり、生涯にわたり後遺症を残す可能性のある重大な事故であるが、当初、当該製品にてについては、強制規格が存在しないことを理由に、リコールの実施に否定的。(その後、当省からの働きかけを受けてリコールを開始。)
- JIS(任意規格)では、安全のための規格が定められているが、特に海外製の製品では、JIS規格に適合していない製品が販売されている。

(コイン電池・ボタン電池)

- コイン電池・ボタン電池については、乳幼児による誤飲が懸念されており、海外では、乳幼児が簡単に開けられないようにするなど、何らかの対応が行われている国もある。
- 日本では、重大製品事故の報告もなく、また、電池を使用する製品の特定が困難であるため、規制にハードルがある。
- STマークが付いている玩具については、コイン電池・ボタン電池が容易に開く構造とならないことが求められている。

<消費生活用製品安全法>

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く。)をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子供関連製品>

- 乳幼児用ベッド(乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求)
- ライター(チャイルドレジスタンス機構を要求)

玩具など子供用製品への対応

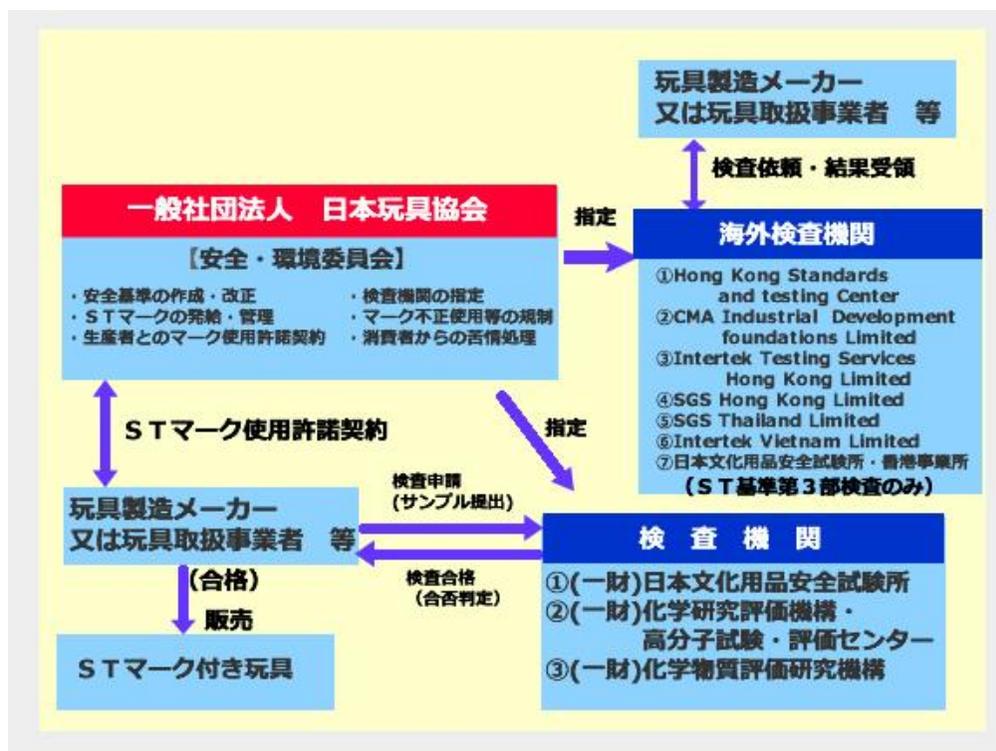
- ネット販売が拡大する中で、海外品の流入が容易になっており、マグネットボールのような危険な製品については、事故が発生した場合でも、海外出品者により直接販売されるケースもあると考えられ、重大製品事故として報告がされにくい。
- 対面販売においても、ISOやJISを満たさない危険な製品が販売されており、事故が発生した場合でも、強制規格が存在しないため、迅速なリコールにつながりにくい。
- 子供用製品については、誤飲などが起きやすく、通常の製品よりも配慮が必要。しかし、現状では、重大製品事故が報告されてからの対応、子供の事故が発生してからの事後的な対応となっている。
- 特に、玩具については、海外の多くの国で、事故の未然防止の観点から強制規格の対象となっている。規制を調和しないと日本に違反品が流入するおそれがある。

(参考：海外で規制されている玩具の定義)

	定義	根拠
日本 (STマーク)	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	玩具安全基準書ST-2016 (日本玩具協会)
EU	専ら子供向けかどうかにかかわらず、14歳未満の子供が、遊ぶように設計され、またはこれを用意している製品	玩具指令(2009/48/EC)
米国	14歳未満の子供による使用を意図している玩具	CPSIA(消費者製品安全改善法) ASTM963-17
豪州	対象は、水上玩具(14歳未満向け)、投射玩具(14歳未満向け)、磁石玩具(14歳未満向け)、36ヶ月以下向け玩具	豪州強制規格のサイト
中国	玩具(電器玩具、プラスチック玩具、金属玩具、乗り物玩具)	中国強制規格(CCC)のリスト
ISO	14歳未満の子供が遊ぶことを明らかな用途としている、又はそのために設計された製品	ISO8124-1

(参考) STマークとは

- (一社) 日本玩具協会が運営する業界自主マーク。
- ①玩具安全基準(S T基準)の作成、S Tマークの管理、②S T基準適合検査の実施(検査機関)、③事故の際の賠償補償制度から成り立っている。
- 参加する場合は日本玩具協会とS Tマーク使用許諾契約を締結し、S Tマークを付けようとする玩具について、指定する検査機関において玩具安全基準(S T基準)によるサンプル検査を受検。検査に合格した玩具について「S Tマーク」の表示が認められる。
- 玩具安全基準「ST2016」は、①機械的及び物理的特性の検査、②可燃性の検査、③化学物質の検査、の3項目が含まれる。上記①と②については国際規格であるISO8124をベースに策定され国際整合が図られており、③については食品衛生法をベースに策定されている。



(STマーク)



(出典：いずれも日本玩具協会HPより)

4. 論点とスケジュールについて

消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る論点

【海外事業者の直接販売などネット販売拡大への対応】

事後規制

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題

- ❑ インターネットモールを通じた海外事業者の直接販売が拡大しているが、重大製品事故の報告がされておらず、適切な再発防止策が行えていない可能性がある。
- ❑ また、海外事業者の直接販売については、リコールが必要になった時の対応が難しく、何かトラブルが起きた場合に消費者利益が保護されにくいという課題もある。
- ❑ 海外事業者の直接販売については、国内に責任事業者を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

違反対策・事前規制

2. ネット販売での違反品への対応

- ❑ 国は、ネットモール運営事業者と連携して、ネット販売品の違反対策を進めてきたところであるが、違反数は高止まりしている。さらに、海外事業者の直接販売については、執行上の問題も生じている。
- ❑ 海外事業者の直接販売などについて、規制の仕組みを設けるべきではないか。

事前規制

3. 玩具などの子供用製品への対応

- ❑ ネット販売が拡大する中で、海外品の流入が容易になっており、マグネットボールのような危険な子供用製品が海外から流通している。
- ❑ 多くの国において子供用製品の規制が整備されているため、諸外国で販売できない製品が流入するおそれもある。
- ❑ 子供への事故は未然に防止するべきであり、日本でも玩具等の子供用製品を強制規格の対象にするべきではないか。

検討の進め方（スケジュール）

- まず、論点に関係が深い企業や団体からのヒアリングを行う。
- 具体的には、第2回においてインターネットモール大手事業者からのヒアリングを行い、第3回において、子供用製品関係の事業者・団体からヒアリングを行う。
- ヒアリングについては、より具体的な質疑を行えるよう、非公開で行う。結果の概要については、委員及び事業者の確認を経た上で公表する。
- 第4回以降に、ヒアリング結果も踏まえつつ、具体的な論点への対応策について公開で議論を行う。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 今後のスケジュール（案）

第1回	1月17日（火）	16:00-18:00	キックオフ・論点提示
第2回	2月 8日（水）	10:00-12:00	事業者へのヒアリング① ・アマゾンジャパン合同会社 ・楽天グループ株式会社 ・ヤフー株式会社
第3回	2月20日（月）	10:00-12:00	事業者へのヒアリング② ・（一社）日本玩具協会 ・株式会社バンダイ ・ベビーカー安全協議会
第4回	4月頃		論点の議論①
第5回	5月頃		論点の議論②
第6回	6月頃		論点整理